

## 令和7年度若手人材の早期離職防止事業

### 公募型プロポーザル募集要領

令和7年2月17日 福島県

福島県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度若手人材の早期離職防止事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、この公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき企画提案競技（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

#### 1 競技対象業務の概要

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 業務件名及び数量         | 「令和7年度若手人材の早期離職防止事業」一式  |
| (2) 業務の仕様等           | 業務委託仕様書のとおり   |
| (3) 履行期間             | 契約締結日から令和8年3月31日まで  |
| (4) 委託契約額の上限<br>(内訳) | 20,644,094円（消費税及び地方消費税を含む）。<br>ア「中通り・会津地域」実施分 14,518,548円（消費税及び地方消費税を含む）。<br>イ「浜通り地域」実施分 6,125,546円（消費税及び地方消費税を含む）。 |
- （※）業務の内容については、業務委託仕様書 項目4「事業の内容」を参照すること。

#### 2 プロポーザル担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県商工労働部雇用労政課（担当：主事 高野）

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話番号 024-521-7290（直通）

電子メールアドレス koyourousei@pref.fukushima.lg.jp

#### 3 スケジュール

項目	日程
(1) 公告	令和7年2月17日（月）
(2) 質問書の提出受付期限	令和7年2月21日（金）17時まで
(3) 質問書に対する回答期限	令和7年2月26日（水）
(4) プロポーザル参加申込書等提出期限	令和7年2月28日（金）17時まで
(5) 企画提案書等の提出期限	令和7年3月7日（金）17時まで
(6) 書面審査実施日	令和7年3月17日（月）※予定
(7) 審査結果の通知	令和7年3月21日（金）※予定
(8) 契約	令和7年4月1日（火）以降 ※予定

※上記の内容はプロポーザルの実施状況により変更となる場合があります

#### 4 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げるプロポーザル参

加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 福島県内に本社、支社、営業所等を有すること。
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (9) 令和4年4月1日から令和7年1月31日の期間において、国及び地方自治体等から本事業に準ずる業務の受託実績があること。または、本事業に類する業務の実施実績があること。

## 5 プロポーザルに係る書類の交付

福島県商工労働部雇用労政課（以下「雇用労政課」という。）のホームページからダウンロードすること。URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/>

## 6 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問がある場合は、**募集要領等に関する質問書（様式1）**を次のとおり提出するものとする。

### (1) 受付期間

令和7年2月21日（金）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

原則として電子メールにより雇用労政課に送付すること。電子メールの件名は「【質問】令和7年度若手人材の早期離職防止事業」とし、質問書を送付した旨を電話により連絡すること。なお、

電話による質問には応じない。

電子メールアドレス [koyourousei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:koyourousei@pref.fukushima.lg.jp)

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年2月26日（水）までに雇用労政課のホームページに掲載する。

なお、質問者名は公表しない。

## 7 プロポーザル参加申込書等の提出

プロポーザル参加者は、**令和7年度若手人材の早期離職防止事業公募型プロポーザル参加申込書（様式2-1）**（以下、「公募型プロポーザル参加申込書」という。）、**事業者の概要（様式3）**、**業務実績書（様式4）**を次のように提出するものとする。なお、**事業者の概要（様式3）**は事業者の業務内容や福島県内の支店、営業所等の組織を表すものであって、既存資料（会社パンフレット等）で必要記載項目が網羅されているものであれば、指定様式に代えて提出することができるものとする。

(1) 提出方法

雇用労政課（担当宛）に持参又は郵送で提出すること。

(2) 提出期限

**令和7年2月28日（金）17時まで（必着）**

(3) 留意事項

提出期限までに公募型プロポーザル参加申込書等を提出しなかった者は、以降の公募型プロポーザル手続きに参加できないものとする。

(4) 参加資格審査

公募型プロポーザル参加申込者の参加資格要件の適否を確認後、その結果を参加資格確認通知書（様式6）により通知するものとする。

## 8 企画提案書等の提出

プロポーザル参加申込書等を提出した者は、次の(3)で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

(1) 持参する場合の提出方法

**令和7年3月7日（金）17時までに雇用労政課へ提出すること。**

(2) 郵送する場合の提出方法

封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便（福島県商工労働部雇用労政課あて親展）にて、**令和7年3月7日（金）17時までに雇用労政課に到達するように送付すること。**

(3) 提出書類

### ア 企画提案書

- 表紙には**令和7年度若手人材の早期離職防止事業企画提案書（様式5-1）**を使用し、その他の様式は任意とする。
- 規格及び量は、A4判20ページ以内（表紙、目次を除く。）とする。
- ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。
- 文字のフォントは、12ポイントを基本とすることが望ましい。

### ※ 企画提案書の内容

別添「**令和7年度若手人材の早期離職防止事業業務委託仕様書**」の趣旨を踏まえ、以下の

内容については必ず盛り込むこと。

- ① 新入社員交流会（仕様書4(1)関係）
  - ・新入社員交流会の実施時期と実施におけるスケジュールの提案
  - ・新入社員交流会の内容及び実施案
  - ・交流会内で実施する研修会の内容及び実施案
  - ・周知、広報の効果的かつ具体的な方法
- ② 新入社員個別相談窓口の設置・運営（仕様書4(2)関係）
  - ・個別相談窓口の運営体制について、実施案
  - ・相談を受けてからの解決手法及び過程について、具体的な実施案及び提案
  - ・周知、広報の効果的かつ具体的な方法
- ③ 新入社員の育成・指導セミナー（仕様書4(3)関係）
  - ・セミナーの内容及び実施案
  - ・周知、広報の効果的かつ具体的な方法
- ④ その他業務実施にあたってのノウハウ、強み等

イ 本業務統括責任者（様式5-2）

ウ 受託後の執行体制図（様式5-3）

配置人員の業務分担が分かるよう具体的に記載すること。

エ 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（写し）

オ 定款（写し）または履歴事項全部証明書（写し）

カ 経費積算内訳書（様式5-4）

本業務の履行に要する経費を全て盛り込み、委託契約額の上限（項番1(4)参照）の範囲内で見積もること。

(4) 提出部数

正本1部、副本(写し)4部 ※すべてA4判

(5) 留意事項

企画提案書等はプロポーザル参加申込書提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

## 9 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ プロポーザル参加申込書等を提出しなかった者又は企画コンペ参加申込書等に虚偽の記載を行った者による提案

ウ 項番1(4)に示す委託契約額の上限額を超える提案

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

カ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

## 10 企画提案書等の審査及び委託候補者の決定方法について

### (1) 審査

提出された企画提案書については、別途設置する審査委員会が行うものとする。

### (2) 委託候補者の決定

審査委員会において、提出のあった企画提案書について(3)の評価基準に従って書面審査を行い、最も優れたプロポーザル参加者及び次点者を決定するものとする。

なお、審査は令和7年3月17日（月）に実施を予定している。

### (3) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
新入社員交流会 仕様書4(1)関係	<ul style="list-style-type: none"><li>仕様書の要件を満たしているか。</li><li>新入社員交流会の適切な実施時期かつ実施可能なスケジュールが組まれているか。</li><li>新入社員同士のネットワーク構築のために効果的なアイディアが盛り込まれているか。</li><li>研修内容は、新入社員に必要かつ早期離職の防止に結び付く内容となっているか。</li><li>効果的かつ具体的な周知、広報についての提案がされているか。</li></ul>	25
新入社員個別相談窓口の 設置・運営 仕様書4(2)関係	<ul style="list-style-type: none"><li>仕様書の要件を満たしているか。</li><li>悩みや不安について、新入社員が気軽に利用しやすい体制整備等の工夫がされているか。</li><li>相談で把握した問題に対する解決手法までを想定した具体的な提案となっているか。</li><li>早期離職の防止につなげるための取組、工夫等が盛り込まれているか。</li><li>効果的かつ具体的な周知、広報についての提案がされているか。</li></ul>	25
新入社員の育成・指導セミナー 仕様書4(3)関係	<ul style="list-style-type: none"><li>仕様書の要件を満たしているか。</li><li>新入社員の早期離職防止に向けたセミナー内容となっているか。</li><li>効果的かつ具体的な広報、周知等についての提案がされているか。</li></ul>	25
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"><li>事業実施に必要な人員が具体的に示され、県の要請に応じて即時の対応ができる組織体制となっているか。</li><li>提案内容を確実に履行可能な体制となっており、事業を適切に実施するための技術力及びノウハウを有しているか。</li><li>数値目標達成のための創意工夫が盛り込まれているか。</li></ul>	15
経費積算内訳	<ul style="list-style-type: none"><li>積算単価や数量は妥当なものであり、具体的な内訳が示されているか。</li><li>提案内容と整合性はあるか。</li></ul>	10
合計		100

※上記の他、パートナーシップ構築宣言をしている企画提案者に対しては、加点措置として評価点数の合計に5点加えるものとする。

#### (4) プロポーザル参加者への審査結果の通知

県は、委託候補者及び次点者を決定した後、各プロポーザル参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するものとする。なお、提案した内容等をすべて実施可能と決定したものではないことに注意すること。

### 1.1 プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

プロポーザル参加申込書等を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、令和7年度若手人材の早期離職防止事業公募型プロポーザル参加辞退届（様式2-2）を雇用労政課に持参又は郵送の方法により提出すること。

### 1.2 契約の締結について

#### (1) 契約締結の手続きについて

ア 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本業務の業務委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

#### (2) 契約保証金について

上記3「プロポーザル参加者の資格要件」を満たし、審査により決定した委託候補者は財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

### 1.3 公正なプロポーザルの確保について

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、委託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

### 1.4 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する経費は全てプロポーザル参加者が負担するものとする。
- (2) プロポーザル参加者が県に提出した書類は返却しない。

(契約保証金の減免)

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。